

〔須賀川市市民憲章〕

東洋一の牡丹園を誇りとする須賀川市は、豊かな自然と史跡に富んだまちです。
市民一人ひとりが郷土を愛し、明るく住みよい進歩発展する須賀川市の未来をめざして市民憲章を定めます。

- 一 自然を愛し、まちや川を美しくしましょう。
- 一 笑顔と親切で、明るい社会をつくりましょう。
- 一 正しい道を歩み、勤労をたつとびましょう。
- 一 よく学び、教養と文化を高めましょう。
- 一 きまりを守り、文化財や公共物を大切にしましょう。

昭和56年5月23日制定



平成6年3月28日制定

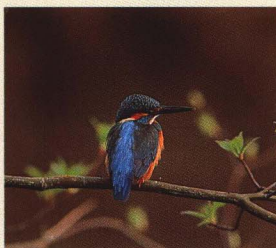
須賀川市マスコット
キャラクター
“ポータン”



須賀川市の「す」の字を
図案化し、末広がりの市
勢発展を表しています。

昭和29年6月10日制定

須賀川市章



美しいコバルト色の背と尾、そして大きなくちばしが特徴の、小さな水辺の鳥です。日本各地に分布し、市内では、阿武隈川や釈迦堂川の流域で見掛けます。

平成6年3月28日制定

市の鳥「かわせみ」



百花の王・花神とも称される豊麗な大輪の花が魅力です。毎年20万人余りが訪れる国指定名勝「須賀川の牡丹園」は、市民の誇りです。

昭和56年5月23日制定

市の花「ぼたん」



須賀川地方の赤松は素性が良く、代表的な林産物です。「西川の太郎松」をはじめ、牡丹園や翠ヶ丘公園、一里塚、古寺山などの松並木もこの赤松です。

昭和56年5月23日制定

市の木「あかまつ」

〔すかがわのホームページ〕 <http://www.sukagawa.net6.or.jp/>